

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正について

1. 趣旨

令和4年度に改正された自然公園法、自然公園法施行規則の規制内容の一部緩和を受け、法制度間の調和や風致地区内で行為をされる方の申請事務の負担軽減等を目的として、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を改正します。

2. 施行規則の改正点

風致地区内における以下の行為については、許可不要として取り扱います。

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業、放送法(昭和25年法律第132号)による基幹放送又は電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する工作物に係る、次に掲げる行為のうち、高さが15m以下のもの。

- ・既存の電線等(※)に沿った電線等(既存の電線等の色彩と同等のもの)の新築
 - ・空中線系の新築(基幹放送の用に供するもの)、改築、増築又は移転
 - ・既存の電線等に付帯する工作物(既存の電線等の色彩と同等のもの)の新築、改築、増築又は移転
 - ・電柱に付帯する工作物(その電柱の高さを超えないもの)の改築、増築又は移転
 - ・支持物から他の支持物を経ない引込線等の新築、改築、増築又は移転
- (※)電線等とは、電線、電話線、通信ケーブルのことを指します。

(2) 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備の改築、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのいずれか高い方の位置を超えないものかつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるもの)

(1)(2)の改正により許可不要となる行為分類表

施行規則 該当条文	法令名	事業名	行為対象施設	行為の種類			条件		
				新築	増築	改築			
第5条3項	電気通信事業法	認定電気通信事業	電線等	○	○	○	新築や増築の場合は、既存電線に沿っていること 既存の電線等の色彩と同等であること (新築は高さが15m以下であるもの)		
			空中線系(アンテナ等)	○	○	○	基幹放送の用に供するもの		
	放送法	基幹放送事業	電線に付帯する設備	○	○	○	既存の電線等の色彩と同等であること (新築は高さが15m以下であるもの)		
			電気事業法	電気事業	電柱に付帯する設備	×	○	○	当該電柱の高さを超えないものに限る
					引き込み線 引き込みに要する設備	○	-	-	支持物を経ない引き込みに限る (新築は高さが15m以下であるもの)
第5条4項	電波法		無線施設	×	○	○	・既存の無線設備や付帯する工作物の高さを超えない ・行為対象の工作物の高さが2m以下		

○…許可不要となる

×…これまで通り申請必要

※基幹放送事業の電線・アンテナについては既存の規則で許可不要

(3) 木竹の伐採のうち次に掲げる行為

- ・電線路の維持に必要な範囲内での木竹伐採
- ・道路（主として歩行者の通行用のものを除く）、鉄道又は軌道の交通障害となる範囲内での木竹伐採
- ・土地又は木竹の所有者等がその土地の維持管理を行うために必要な範囲内での木竹伐採

3. 施行日

令和5年8月1日（火）